

第5回 成田市景観計画策定審議会 会議概要

1 開催日時

平成25年9月18日(水) 午後2時～午後4時

2 開催場所

成田市花崎町 736-62

成田商工会議所 2階小会議室

3 出席者 (*職・氏名の記載の順序及び方法は、任意です。)

(委員) 堀会長、鎌田委員、岩松委員、諸岡委員、藤崎委員、宮城委員、
佐藤委員、宍倉委員、青木委員、宮崎委員

(事務局) 岩岡都市部長、宇澤都市計画課長、後藤都市計画課長補佐、
富澤係長、古舘主事、池田主事

(株)LAU公共施設研究所 (吉岡、牧野、仁司)

(株)日本カラーデザイン研究所 (杉山)

4 議題

成田市景観計画(案)及び成田市景観条例(案)の骨子について
(パブリックコメントを踏まえた修正について)

5 議事(要旨)

はじめに「成田市景観計画(案)及び成田市景観条例(案)の骨子(パブリックコメントを踏まえた修正)」について審議を行った。

続いて、報告事項として、「公共施設景観ガイドライン(作成作業)」及び「色彩景観ガイドライン(作成作業)」について事務局から報告を行った。

会議での主な発言内容は、次のとおり。

(1) 成田市景観計画(案)及び成田市景観条例(案)の骨子について

①「パブリックコメントで提出された意見に対する市の考え方」について

(鎌田委員) 参考資料1の意見9に対する市の考え方で「事前相談又は事前協議により判断します。」とあるが、事前相談は任意で事前協議は義務であり、両者の位置づけが異なるが、この説明では両者の違いがわかりづらい。

また、意見13に対する市の考え方では「鉄塔の届出の際には、送電線も含めた配置について確認します。」とあるが、誰がどの様に確認するのか分からない。

(事務局) 資料1のP46にて、行為に着手する際の手続きの流れをフローで表しております。事前協議は大規模行為を対象として義務付けておりますが、事前相談については、届出前にあくまで任意に行うものとなり、両者を区別しております。

また、意見13の鉄塔の場合は、事前協議の必要な規模となりますので、その

際に、配置について市が確認するという事です。

(青木委員) 色彩関係については、事前相談の形になるということか。

(事務局) 事前協議の対象規模ではないが、届出が必要な行為に関しては、事前相談にて色彩も含めて積極的に対応したいと考えております。

(鎌田委員) 事前相談等で、行為者に対し、一緒につくりあげていく姿勢が伝わればよい。

②「景観計画への景観地域づくり促進地区等の具体的な内容の盛り込み」について

(堀会長) 成田市では、景観重要樹木や景観公共施設を指定した場合、景観計画に定める構成になっているが、この方法だと、景観づくり推進地区や景観重要樹木を指定する度に計画を変更する必要がある。自治体によっては、計画に具体的な指定内容を盛り込まない場合も多い。景観計画に入れた方が、指定の重みが大きくなるので良いと思われるが、今後指定が増加した場合に大変になる。

(事務局) 現在のところ、本形式で良いと考えております。

(堀会長) 景観地域づくり促進地区は、住民等が、どの様な事をする手を挙げられるのか、現在の記載内容だけではイメージが湧かないので、今後積極的に活用されるためにも、なるべく分かり易くする事が大事である。

(事務局) 景観計画策定後に、パンフレット等を作成して PR していきたいと考えております。

③イラストの修正について

(岩松委員) P22 から景観形成の方針のイラストが続くが、できるだけイラストと説明の文字が被らないようにしてほしい。そのほか、イラストやイラストに対する説明がやや分かりづらいところがあるので、知らない人が見た場合でも分かり易いようにしてほしい。

(事務局) ご指摘のとおり、必要がある部分については修正致します。

(2) 報告事項 公共施設景観ガイドライン(作成作業)について

① 位置づけにおける都市マスとの整合について

(鎌田委員) P2 位置づけについて、公共施設は重要な道路や橋梁、都市施設を含んでいるので、都市計画マスタープランとの関係をここで示した方がよいのではないかと。特に都市計画マスタープランでは、機能面、安全面、経済面を中心に書かれているので、位置づけに加えた方が良いと思われる。

(事務局) 本ガイドラインの上位計画である景観計画で既に都市計画マスタープランとの位置づけは示していますが、本ガイドラインの位置づけへの盛り込みも検討したいと思っております。

(鎌田委員) 本ガイドラインは事業者向けへのパンフレットという要素も含んでいるので、幅広く安全性や経済性等も含めてガイドラインで考えた方がよい。

② ガイドラインの使いやすさ等について

(堀会長) 公共施設景観ガイドラインは、基本的に事業課等が使用すると思われるが、ガイドライン自体には強制力がないので、彼らを使い易いものでなければ誰も使わ

なくなってしまう。そこで、他の自治体の事例を収集・整理しつつ、関係事業課と検討してはどうか。成田の景観を良くするというモチベーションを共有し、一緒につくり上げる事が大事である。

また、P7、8の道路の図をみる限り、成田のイメージというよりは山岳地方の印象を受ける。

(事務局) 本市では、田園・里地地帯が多いため、新設道路をつくる場合は基本的に市街地よりも周辺の集落を結ぶ道路がメインとなるため、里地の道路をイメージした図を示しております。また、ガイドラインは、今後関係事業課とよく協議した上で作成していきたいと思います。

(堀会長) 例えば、P7 チェック 1 の左図は、道路の専門家がみるとコストの問題で上段の例しか通常は考えられない。また、中央の図についても、上段の図は用地買収の範囲が広がるので、通常は下段の例しか考えられない。一度道路の専門家を入れて検討した方が良いと思われる。

(鎌田委員) 景観の内容だけを前面に出すとリアリティがなくなるので、機能面、安全面、経済面とセットでチェックできるようにするとよいと思われる。

(3) 報告事項 色彩景観ガイドライン(作成作業)について

① 夜間照明の誘導について

(鎌田委員) 夜間の人工照明やネオンサインなどは、光の色や強さなどの光のコントロールが暴れている様な気がする。昼間でも、自然光の使い方や、陰影の深さは景観の豊かさに関わってくる。光のコントロールについてもガイドラインに盛り込めるとよいのではないか。

(事務局) 色彩は、マンセルという数値があるので大枠で規制できますが、照明やサイン広告物の光について、何らかの取組みができるかどうかは、自治体のテーマとなっています。現在のところ、輝度や光量、配置計画等で情緒的な制限について研究され始めておりますが、現状では数値的な規制は難しいので、今後数値や他の方法での誘導ができるように進展した段階で、ガイドラインへの盛り込みを検討したいと考えております。

② 推奨色の設定について

(岩松委員) 本ガイドラインでは推奨色について触れているが、現場の人がマンセル値による規制とこの推奨色を関連付けながらどの様にうまくガイドラインを利用するかという点は考えているのか。

(事務局) 設計段階で、どういった色彩を使うかで判断に困ったときに、参考に見ただけであればと思います。

(堀会長) 色彩の使用範囲を縮めてしまうと、後で整合がとれなくなる恐れがある。例えば、橋梁はコスト面から青を使う事が多いが、色彩ガイドラインに基づくと、橋梁の青色はみな基準から外れてしまう。実際の運用で基準に当てはめるのが困難な事例が多く出てくると考えられるため、なるべく推奨色は示さない方が良いと思われる。また、景観の中で色だけ独立して考えずに、よく練って慎重に検討する必要がある。

以上

6 傍聴

傍聴者 2 人

7 次回開催日時（予定）

平成 25 年 11 月 22 日（金）